

認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告について（依頼）

30川ま建指第177号

平成30年7月12日

(認定計画実施者) 様

川崎市長

平素より、川崎市の住宅行政について格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

〇〇様の次の1の住宅については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、〇〇様が認定計画実施者として長期優良住宅の認定を受けられており、その際提出された維持保全計画に基づいて維持保全（点検・補修等）を行い、その状況に関する記録を作成・保存することが定められています。

つきましては、次の2の内容について、同法第12条の規定に基づき、次の3、4の方法により、御報告くださいますようお願いいたします。なお、定期点検等を業者に委託している場合は、報告内容について、よく御相談いただいた上で御報告ください。

1. 報告対象の長期優良住宅建築等計画

- (1) 認定年月日・番号 : 年 月 日 第 号
(2) 変更認定年月日・番号※ : 年 月 日 第 号
※変更認定がある場合
(3) 認定に係る住宅の位置 :
(4) 認定計画実施者 :
(5) 定期点検等実施予定者（申請時） :

2. 報告いただく内容

- (1) 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況
(2) 住宅の維持保全状況

3. 提出期限 : 平成30年9月14日（金）

※報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は、法第20条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

4. 報告方法

- (1) 提出物 : ①報告書（添付の様式1-2）※ 1部
※様式は市役所ホームページからもダウンロードできます。
URL: <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000068408.html>
②維持保全（点検・補修等）の記録※の写し 1部
※様式は自由です。ただし①報告書（様式1-2）の内容が確認できる必要があります。次の「5その他」(1)の「住宅長持ちガイド」などを参考としてください。
※地震時及び台風時の臨時点検の記録、補修等の記録をお持ちの場合は、それらも忘れずに添付してください。

(おもて)

(2)提出方法 : 持参 又は 郵送

(3)提出先 : 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(明治安田生命ビル7階)

川崎市 まちづくり局 指導部 建築指導課 誘導促進担当

5. その他

- (1)長期優良住宅の維持保全については、認定を受けた際の維持保全計画によることとなっておりますが、「住宅長持ちガイド」(<http://yuryou.jp/index.html>)なども参考としてください。
- (2)売買や相続により認定計画実施者が変更になった場合は、法第10条に基づく地位の承継の手続が必要です。詳細は担当窓口までご相談ください。
- (3)増改築、リフォーム等を行う場合には、法第8条に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の手続が必要です。詳細は担当窓口までご相談ください。
- (4)建築指導課へ持参する場合は、閉庁日(土、日曜日、祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで受付けています。
- (5)報告内容等について、適切な維持保全がなされているか判断できない場合は、川崎市からその状況等について、改めて報告を求めることがあります。
- (6)報告により適切な維持保全がなされていることが確認できた場合は、川崎市から結果通知等を行いません。
- (7)報告内容等については、記録を作成し保存してください。(提出して頂いた報告書の写しの保存等)

お問い合わせ先：まちづくり局指導部建築指導課
誘導促進担当

電話 044-200-3088

FAX 044-200-0984

E-mail 50kesido@city.kawasaki.jp